

広ト協の助成事業等に証拠書類として添付する

自動車検査証の取扱いについて

令和5年1月4日(水)以降の登録車両から、自動車検査証が電子化されることに伴い、使用者の住所、使用の本拠の位置、所有者の氏名・住所が、「(電子)自動車検査証の写し」のみでは確認できないこととなります。

当協会では、次の助成事業等について、証拠書類として「自動車検査証の写し」を添付することにしておりますが、(電子)自動車検査証の場合は、「(電子)自動車検査証の写し」と、出力された「自動車検査証記録事項」の写しの両方を提出していただくようお願いいたします。

※従来の車検証(紙の車検証)については、今までどおり申請ください。

- 広島県環境対応車導入促進助成
- 広島県ポスト新長期規制(平成28年規制含)適合車導入助成
- 広島県安全装置等導入促進助成
- 地方近代化基金融資推薦申込み公募

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

電子車検証でここが変わる！



A6サイズでコンパクト



車検証情報はアプリで確認



記録等事務代行サービスで一部手続きが出頭不要

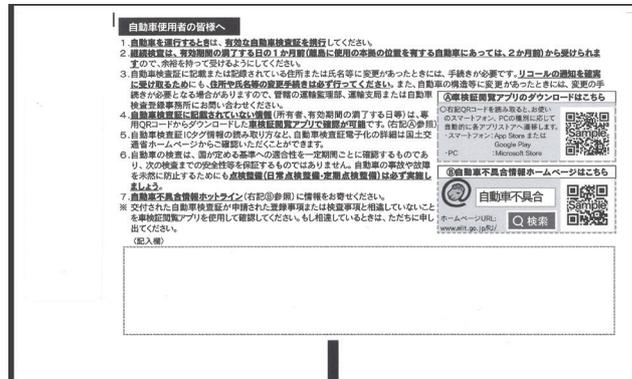


電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

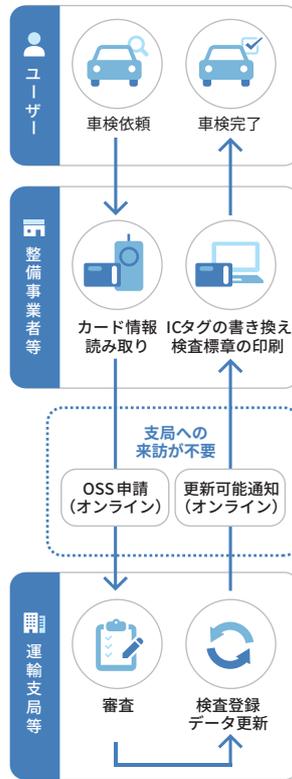
車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。

